TPP における環境措置に関わる考察 青山学院大学 岩田伸人

生物・非生物資源の枯渇や森林伐採・海洋資源の枯渇による生態系の悪化などの「環境問題」は、貿易自由化の維持拡大を最優先してきた WTO においても様々な議論のベースと成りつつある。

他方、日本政府は、2012 年 4 月現在も TPP 交渉に正式参加するか否かの正式な意志表明を下していない。もし参加するとしても、発効までに数年、発効後から完成までにさらに10 年はかかると見られることから、TPP 協定の実質的な完成は早くて 2023 年、遅くとも 2025年ごろと推察される。

その頃の世界は、今以上に貿易と地球環境の両立が求められるはずである。過去において、GATT (1948~1994 年)の管轄領域は"国際貿易"にあり、"地球環境"は世界中に数百はある国際環境諸協定 (MEAs)の管轄領域であると見なされていた。本報告で考察する「産品非関連 PPM」の問題は、AGTT/WTO の貿易紛争処理において、充分に検討されてはいない。実際のところ、WTO のパネルおよび上級委員会では、WTO 加盟国が貿易制限的措置を講じて守るべき「環境」(environment)は、当該国(域内)内の「環境」であって、自国外いわば「域外」の環境ではないとしてきた。つまり現状では、自国以外の域外における環境悪化型の産品非関連 PPM を停止・改善させるために、自国が関係産品の輸入禁止措置をとることは、GATT/WTO 違反となる。

製品非関連 PPMs ((non-product-related processes and production methods: PPMs、以下本稿では「産品非関連 PPM」と略記)の「域外適用」が WTO ルールの下で合法的認められれば、生産工程で(大気汚染や生物多様性、動植物の生命・健康を含む)「環境」にマイナス影響を与えて生産された財は、その財そのものが無害であっても、輸入禁止にできることになる。21 世紀型 FTA を目指す TPP で、このような輸入禁止措置がルール整合的となれば、地球環境の保全に大きく貢献する FTA となるに違いない。

そもそも WTO で今や多数派となった途上国は、財の生産段階における川上に近い産業を 抱えているために、産品非関連 PPM の「域外適用」の措置には反対であった。

TPP 協定の策定に大きな影響を与え得る米国政府(USTR)が、2011年12月に公表した通称「グリーン・ペーパー」によれば、 米国政府は、TPP 加盟国の国内法に違反して伐採された原木や木材加工製品(床板や家具など)の輸入を禁止すべきこと、保護すべき領域を「陸上の野生生物種」、「海上の漁業資源」、「森林・木材」の三つに分け、第一に「陸上の野生生物種」の保護については CITES 等を順守すること、第二に「海上の漁業資源」の保護については、WTO の漁業補助金規律にも期待しつつ、過剰漁獲(乱獲)・過剰漁獲能力に繋がる漁業補助金(撤廃)規律を順守すべきこと、第三に「森林・木材」の保護、つまり違法伐採の排除については、政府間協力のもと国内法の順守が不可欠とした。

本報告では、まず TPP 交渉の環境分野について概括し、産品非関連 PPMs の域外適用が可能 となった場合の問題点とそこからの展望を行う。